

鹿屋市再編交付金等事業基金条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市再編交付金等事業基金条例施行規則（平成28年鹿屋市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

教育文化施設	文化会館長寿命化事業
--------	------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。